平成２１年（フ）第１８４８号
横浜市緑区鴨居６丁目15番25号　テラス平野Ｃ―102号
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６４号
横浜市港北区高田西１丁目15番26―504号
債務者　堀切由梨香
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８号
静岡県掛川市和光２丁目９番地の１　ｂｅ―ｆｕｌｌ　Ⅰ―103号室
債務者　田端　春美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後２時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第２２号
大分県竹田市久住町大字久住6180番地３
債務者　向野　順子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第２３号
大分県豊後大野市三重町内田111番地
債務者　菅生ゆかり（旧姓大垣）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時10分
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第２４号
大分県竹田市大字会々1169番地１
債務者　秋好　　稔
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時50分
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第９８号
長野県佐久市安原1422番地10、前住所福岡県久留米市荒木町藤田1251番地18
債務者　古瀬　嘉子（旧姓上口）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第９９号
長野県佐久市塚原967番地27　グリーンハイツＳＡＫＵ202号、前住所長野県佐久市望月101番地
債務者　高塚　節子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第５８号
静岡県富士市水戸島174番地　コーポアベニール208号、前住所静岡県富士市水戸島12番37号
債務者　宮木　正栄
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２１５号
広島県福山市水呑町4539番地１
債務者　宇田　　伸
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２１７号
広島県福山市駅家町大字服部本郷1188番地１
債務者　井藤　桂子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後３時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２３９号
広島県福山市新涯町３丁目２番11―６号
債務者　藤井　一男
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２４０号
広島県福山市新涯町３丁目２番11―６号
債務者　藤井　節子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４９２号
愛知県豊田市吉原町高見54番地
債務者　山本　美奈
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０９号
東京都立川市栄町４丁目８番地の16Ｍｏｒｅ84　202号
債務者　西澤　和久
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部